

# 平成31年定例第1回市議会会議録(第1日)

平成31年3月4日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌  由美子	9番	荒  卷  隆  伸
2番	吉  原  政  宏	10番	瀬  口  健
3番	(欠  員)	11番	川  口  正  宏
4番	末  吉  達二郎	12番	壇  康  夫
5番	古  賀  義  教	14番	中  島  一  博
6番	前  原  武  美	15番	坂  口  孝  文
7番	(欠  員)	16番	宮  本  五  市
8番	上津原  博	17番	牛  嶋  利  三

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

13番 中 尾 眞智子

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	福祉事務所長	坂口浩二
教育長職務代理者	井上正明	健康づくり課長	田中聡美
監査委員	平井常雄	環境衛生課長	松尾和久
総務部長	西山俊英	農林水産課長	宮崎眞一
保健福祉部長	松尾博	商工観光課長	江崎秀樹
市民部長 兼市民課長	加藤康志	上下水道課長	甲斐田裕士
環境経済部長	坂田良二	学校教育課長	加藤武美
建設都市部長	富重巧齊	建設課長	城戸邦宏
教育部長	野田圭一郎	建設課道路係長	小川仁
消防長	北嶋俊治	社会教育課長	山田利長
総務課長	椛嶋晋治	都市計画課長	櫻木研治
財政課長	木村勝幸	消防本部総務課長	宮本一久
財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春	健康づくり課医療係長	姉川秀樹

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）
- (5) 施政方針説明
- (6) 議案一括上程
- (7) 提案理由説明
- (8) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (9) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (10) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (11) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (12) 議案第1号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第2号 みやま市与田準一記念館条例の制定について
- (14) 議案第3号 みやま市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定について
- (15) 議案第4号 みやま市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について
- (16) 議案第5号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第6号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (18) 議案第7号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について
- (19) 議案第8号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (20) 議案第9号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について
- (21) 議案第10号 指定管理者の指定について
- (22) 議案第11号 字の区域の変更について
- (23) 議案第12号 みやま市道路線の認定について

- (24) 議案第13号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第5号）
- (25) 議案第14号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (26) 議案第15号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (27) 議案第16号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (28) 議案第17号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- (29) 議案第18号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- (30) 議案第19号 平成31年度みやま市一般会計予算
- (31) 議案第20号 平成31年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (32) 議案第21号 平成31年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (33) 議案第22号 平成31年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (34) 議案第23号 平成31年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (35) 議案第24号 平成31年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (36) 議案第25号 平成31年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (37) 議案第26号 平成31年度みやま市用地特別会計予算
- (38) 議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算

---

**午前9時31分 開会**

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいまから平成31年第1回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、13番中尾眞智子君におかれましては、本日、欠席届が提出をされておりますので、これを許可いたしております。皆さん方には御承知おきをお願いいたします。

**日程第1 会期の決定について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。宮本議会運営委員会委員長お願いいたします。

**○議会運営委員長（宮本五市君）（登壇）**

おはようございます。平成31年第1回定例会の運営につきまして、2月22日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、諮問4件、議案27件でございます。

本会議の会期は本日3月4日から3月22日までの19日間といたします。

その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

諮問第1号から諮問第4号につきましては即決といたします。

議案27件のうち議案第1号から議案第7号までの7件及び議案第10号から議案第12号までの3件につきましては、各常任委員会付託といたします。

また、議案第8号及び議案第9号の2件、議案第13号から議案第18号までの6件につきましては即決といたします。

続いて、議案第19号から議案第27号までの9件につきましては、予算審査特別委員会付託といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、皆さん方にお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの19日間と決定をいたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、5番古賀義教君、6番前原武美君兩名を指名いたします。

## 日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員さんお願いいたします。

**○監査委員（平井常雄君）（登壇）**

改めておはようございます。それではまず、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成30年10月分を11月26日、11月分を12月26日、12月分を平成31年1月28日に実施いたしました。

その検査の結果でございますが、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払い証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

次に、平成30年度定期監査の結果を御報告申し上げます。

定期監査は地方自治法第199条第4項の規定により、毎年期日を定めて行うものでございます。本年度は報酬、給料、職員手当を中心に、各事業の管理及び出納その他の事務の執行状況を主眼に監査をいたしました。また、事務の執行が合理的かつ効率的に法令等の定めるところに従って適正に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施をいたしました。

期日につきましては、平成31年1月17日から2月1日まで行いました。

今回は、1節. 報酬、2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費、5節. 災害補償費、6節. 恩給及び退職年金、9節. 旅費、10節. 交際費、20節. 扶助費に重点を置いて監査を行ったところ、支出事務等につきましては適正に処理をされておりました。

職員手当等につきまして、時間外勤務が突出して多い部署が見受けられましたので、業務の改善や人員の配置などにより、時間外手当の縮減を図るよう要望いたしておきます。

交際費につきましては、支出基準の定めるところにより、社会通念上、最小限の範囲での支出となっております。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も最少の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものでございます。

以上、例月出納検査の結果と平成30年度定期監査の結果についての御報告を終わります。

#### 日程第4 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

##### ○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第4．諸般の報告、各一部事務組合の経過報告について、まず、柳川みやま土木組合議会の報告を求めます。8番上津原博君お願いします。

##### ○8番（上津原 博君）（登壇）

改めまして皆さんおはようございます。平成31年第1回柳川みやま土木組合議会の定例会の報告をいたします。

去る2月21日に平成31年第1回定例会が開催されました。平成30年度の一般会計補正予算と平成31年度一般会計予算と特別分担金の徴収期日についての3件が提案されました。

平成30年度の一般会計補正予算の概要は、歳入歳出それぞれ70,391千円を減額し、総額を297,621千円とするものです。

この補正は、災害復旧事業、農村環境整備事業の事業費の補正と広瀬下名鶴地区大和堰の保全対策事業費特別分担金補正が主な理由でございます。次に、平成31年度一般会計予算編成に至っては、1、本組合の使命である管内水利施設の維持管理に常に完全な用排水の機能を保全するために、年間を通じて施設の一般修繕工事等による整備を行う。2、農村環境整備事業による3地区の水路改良護岸整備工事と2地区の樋門整備工事を行う。3、適正化事業による5地区の樋門整備を行うの3点に基づき予算編成がされておりました。歳入歳出それぞれの総額を223,500千円とするものです。対前年比32,500千円の減額となっており、歳入の主なものは、みやま市と柳川市の分担金及び特別分担金の178,738千円でございます。歳出の主なものは、農林水産事業費の202,840千円で、樋門の管理及び修繕費などと適正化事業及び環境整備事業の工事費などです。

本郡農業費の農地費は、大和堰の保全対策事業の負担金がないため、前年度に対し26,920千円減額の155,270千円が予算化されております。4郡連帯農業費の農地費は、広瀬堰の工事が終了し、保全対策事業費負担金が減額となっております。農業環境整備事業で黒木町の1地区の工事が予定されておりますので、工事費が増額となり、前年度に対し5,640千円の

増額で、9,140千円が予算化されております。

また、みやま市内の一般修繕工事として、松田、泰仙寺、河内は2カ所、地区の樋口護岸整備と樋尻護岸整備、補助事業のうち農村環境整備事業で大草地区の樋門整備適正化事業で、松田地区2カ所、太神地区の樋門整備の計8カ所が予定されております。

次に、特別分担金の徴収期日については、平成31年度予算の決定により、徴収する期日を決定したものであります。

いずれも慎重審議の結果、全て原案のとおり可決いたしました。

以上、柳川みやま土木組合議会の報告を終わります。

#### ○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告を求めてまいります。15番坂口孝文君をお願いします。

#### ○15番（坂口孝文君）（登壇）

皆さんおはようございます。有明生活環境施設組合議会報告をいたします。

去る2月13日、平成31年第1回組合議会定例会が開催されました。

今定例会には、平成30年度の火葬施設建設事業特別会計予算及びごみ焼却施設建設事業特別会計予算それぞれの補正予算の2件と、平成31年度の一般会計予算、火葬施設建設事業特別会計予算、ごみ焼却施設建設事業特別会計予算、合わせて5議案が上程されました。

補正予算については、平成30年度予算で火葬施設、ごみ焼却施設それぞれの事業費や事業期間を定めた継続費として予算措置を行っておりましたが、総事業費には変更ありませんが、平成30年度に予定していた事業の進捗率により、次年度以降事業期間中の年割額に変更が生じたので、その年割額の変更を行うものです。

次に、平成31年度予算について申し上げます。

まず、一般会計について御説明いたします。

一般会計は有峰苑火葬場の運営費をつかさどるものです。

新火葬施設がいよいよ平成32年度から供用開始になりますので、有峰苑の運営は平成31年度が最後となります。よって、予算内容も1年間運営するものに必要な経費の計上に限定したものとなっております。予算額は前年度比2.6%増の49,559千円となっております。

次に、火葬施設建設事業特別会計予算について御説明いたします。

現在、建設中の新施設が平成31年度中に完成し、平成32年度から運営開始となりますので、



平成31年度は工事の最終年、また、運営開始に向けた準備の年となります。このため、予算額は1,206,326千円で、前年度比173%、額にして923,000千円増の高い伸びとなっています。うち770,000千円は既契約済みの工事費のうち平成31年度で支払うべき金額でありまして、純粋に増加した金額は150,000千円となっております。

この内訳は、平成31年度で発注する舗装、植栽、浄化槽工事などの外構工事費、あるいは新施設に設置する家具、ソファなどの調度類や事務機器等の購入、さらに供用開始に向けて準備するもろもろの消耗品等の購入費となっております。

次に、ごみ焼却施設建設事業特別会計予算について御説明いたします。

ごみ焼却施設につきましては、この春から本格的に取りかかることになっておりますので、その工事費予算を計上したことから、平成31年度予算は540,845千円で、前年度費65%増、額にして212,000千円の増となっております。

今後のごみ焼却施設の建設スケジュールを申し上げますと、この4月以降、まず地盤改良工事を行い、その後、基礎工事などの本格的な建築工事に取りかかり、約3年の工事期間を経て、平成34年春の供用開始の予定となっております。

議会では、慎重審議の結果、全議案可決承認いたしました。

以上、有明生活環境施設組合の議会報告を終わります。

#### ○議長（牛嶋利三君）

続きまして、東山老人ホーム組合議会の報告を求めてまいります。4番末吉達二郎君お願いいたします。

#### ○4番（末吉達二郎君）（登壇）

再度、皆さんおはようございます。それでは、東山老人ホーム組合議会の報告をいたします。

平成31年2月27日、第1回の組合議会が開催されました。

初めに、平成30年11月から12月まで2件の例月出納検査の報告がありました。

定例会の議案は1件のみで、議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合からの脱退について提案されました。平成31年3月31日をもって当組合が解散することに伴い、退職手当組合からの脱退について提案されたものです。全会一致で可決となりました。

最後に、楠寿園の園長から今後の移譲先法人への引き継ぎや法定手続に関して説明を受け、当定例会が最後の組合会議でありましたが、移譲先の法人への引き継ぎが無事終了するまで、

しっかり見守っていくことを確認し、閉会いたしました。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

#### ○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、私のほうから福岡県南広域水道企業団議会の報告をさせていただきます。

当企業団議会は、平成31年2月25日に第1回定例会が開催をされました。

定例会に上程をされた平成31年度福岡県南広域水道企業団用水供給事業会計予算など4議案は、全て可決をされたところでございます。

当企業団は、安全で良質な水の安定供給により県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献することを基本目標といたしまして、福岡県南地域の生活基盤であります水道施設の整備を進めてきており、現在、第2期拡張事業を実施中でございます。第2期拡張事業の主たる水源であります大山ダムは、平成24年度に完成し、平成25年度から管理を開始し、構成団体への水道水の安定供給へ大きく寄与しているところでございます。取水施設、導水施設及び浄水施設に係る工事をおおむね完了し、現在、残す送水施設の工事を、平成34年度の工期を目標として実施しているところであり、三井系送水管については、全工事が完了し、平成29年8月7日に供用を開始しております。

用水供給の状況といたしましては、平成31年度の1日平均供給水水量は9万9,799立米で、前年度より187立米減少し、年間供給水量を3,652万6,000立米と見込んでいるところでございます。

続きまして、平成31年度予算の概要について申し上げます。

収益的収支につきましては、事業収益は4,047,531千円で、事業費用は3,629,612千円であります。事業収益から事業費用を差し引いた417,919千円が当年度利益として計上をされているところでございます。

資本的収支につきましては、資本的収入が3,135,737千円に対しまして、資本的支出は5,120,114千円であります。差し引き1,984,377千円の不足につきましては、全額、消費税資本的収支調整額及び収益的収支で生じた内部留保資金で補填をする予定でございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

#### 日程第5 施政方針説明

#### ○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 市長の施政方針の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、おはようございます。少々お時間を頂戴いたします。

施政方針。本日、ここに平成31年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、みやま市の行政運営に対しまして、日ごろより御理解、御支援を賜り、衷心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

新年度は5月に皇太子殿下が天皇に即位され、新たな元号となります。春に県知事・県議会議員選挙、夏には市議会議員選挙や参議院議員選挙が予定されており、また、10月には消費税が10%になる予定です。この変化に迅速に対応し、市民の皆様に円滑な行政サービスを御提供できるよう、国等の動向を注視しながら、市政運営に取り組んでまいり所存でございます。

さて、本市の人口は合併当初の平成19年には4万3,000人を超えておりましたが、毎年平均470人ほど減少を続け、平成30年は3万8,000人を割ってしまいました。また、高齢化につきましても、高齢化率が36.4%と、平成30年度では市民の2.7人に1人が高齢者となっております。このことは、本市に限らず、全国の自治体があらゆる分野において人口減少と超高齢化社会への影響が日増しに増大していることについてどう対処すべきか、逡巡しております。

このような中、政府は、平成26年末に策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年12月に改訂し、閣議決定をいたしました。これは、東京一極集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会の実現を目指すため、引き続き地方と一体となって、地方創生の深化に取り組み、総合戦略に掲げた基本目標や重要業績評価指標の達成に向けた進捗状況を検証し、情勢の推移により必要な見直しを行ったものであります。

地方に対しましても、現行の地方版総合戦略の進捗状況の検証を踏まえた総仕上げと次期の地方版総合戦略の策定に向けた取り組みを求めており、引き続き意欲と熱意のある地方の取り組みに対して、情報支援、人材支援、財政支援の三本の矢による支援を実施することとされております。

新年度は、この改定を踏まえ、現行のみやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総仕上げと、次期総合戦略の策定を進めてまいります。

人口減少への歯どめや少子・高齢化への対策に特効薬はなく、また、これまでの前例踏襲に基づく判断では、道を切り開くことがなかなか難しい状況にあると思っております。しかしながら、この難局に真摯に向き合い、みやま市のよさを前面に打ち出し、本市の将来のあるべき姿を明確に描きながら、人口減少と地域経済縮小の克服にチャレンジしてまいり所存でございます。困難を乗り越え、前へ進むことで、この状況を変えていかねばなりません。市長として、その責務があると認識しております。

私が市政を運営する上で最も大切にしていることは、市民の皆様との対話でございます。本市が手がけている新電力事業やバイオマス事業などの取り組みは、市民の皆様の御理解、御協力なくしては成り立ちません。

また、毎年、全国各地で発生する大規模災害において、高齢者など、避難支援が必要な方々への共助の取り組みに対する御理解、御協力がますます重要となってまいりました。この御理解と御協力を得るためには、十分な説明責任を果たすことが重要であり、そこには、市民の皆様との対話がとても大切になってまいります。私はここに、先行きの見通しが立てにくい時代に対応する市政運営の鍵があると考えております。

本市は「あいさつ日本一宣言都市」であります。市民の皆様への御挨拶、そして、より一層の対話を心がけることを基本スタンスとして、この困難な潮流に立ち向かってまいります。

そして、議員の皆様には、市政運営に対しまして、御理解、御協力をいただけますよう、意を尽くして御説明してまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の天の利、地の利、人の利を生かした三本の矢による「6つのまちづくり」について申し述べます。

まず、地方創生による自立したまちづくりの推進についてでございます。

冒頭申し上げましたように、新年度は、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みの最終年度となります。これまで、総合戦略に基づき、地方創生に向けた各種施策を展開してまいりました。国からは、地方創生のさらなる深化に向け、切れ目のない取り組みを求められており、現行の総合戦略の進捗状況を検証し、総仕上げを行い、実情を踏まえた次期総合戦略を策定いたします。

また、世界では、2015年国連サミットで全会一致で採択した持続可能な開発目標——SDGsと申しますが、これが一つの大きな指標となっております。

先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設

定しています。誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むとされています。国は、自治体におけるSDGsの達成に向けた取り組みは、地方創生の実現に資するものであり、その取り組みを推進することが重要であるとしています。

私は地方創生未来会議を設置し、青年会議所やJA、商工会、漁協などの各種団体の30歳から40歳代のメンバーを中心に会議の構成委員になっていただき、次代を担う若い皆様の英知を生かし、自治体SDGsの地方創生への御提言をいただきたいと思っております。私もメンバーの方々と懇談する機会を設け、本市の将来像について語り合いたいと考えております。

次に、私の公約でありました学校給食費の助成につきましては、第3子以降となる児童・生徒への半額補助を実施したいと考えております。

保護者の経済的負担を軽減し、子供を安心して産み育てられる環境の整備に努め、さらには本市の定住促進に寄与するものとして、地方創生の新たなメニューに加え、事業を展開してまいります。地方創生には、地方が自助・自立の精神を持って取り組むことが重要であります。いろいろな方々の御意見を拝聴し、意欲と熱意のある取り組みを推進してまいります。

次に、みやまのよさを生かしたまちづくりの推進について申し述べます。

まずは、農漁業のさらなる活性化でございます。

農業は本市の基幹産業であり、大型農業機械の導入などによる生産力の強化や高付加価値化に努め、さらなる振興に努めてまいります。また、国の政策を注視し、強い農業への転換、国内外との競争力の強化に向け、県やJAみなみ筑後など、関係機関と連携しながら、農産物等の安定供給を支援してまいります。そして、ドレッシングなどの新たな加工品の開発を支援し、6次産業化の推進に努めてまいります。

さらには、みやま野菜の知名度向上のため、シティプロモーション戦略による晴れのまちみやま野菜ブランディング事業を展開してまいります。各種イベント時での販売など、みやま野菜のPR活動を積極的に行ってまいります。

漁業の振興におきましては、高田漁業協同組合の共同荷捌場の改修事業を支援し、ノリ養殖業の衛生面での強化や適切な管理体制を構築してまいります。

また、年間60万人が訪れ、地域活性化の原動力となっております道の駅みやまにつきましては、駐車場を増設するなど、お客様の利便性向上に努めてまいります。

農業基盤整備につきましては、引き続き三池干拓のパイプライン事業や山川2期土地改良、さらに、山間地の果樹園等の農業振興を図るために、山間地基盤整備事業に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、猟友会など、駆除組織の体制強化を図ります。また、イノシシなどの侵入防止柵や箱わな設置の助成を行ってまいります。

リニューアルいたしました清水山荘につきましては、農業体験などのイベントの実施、青少年の合宿やオルレイイベントの休憩所など、利用促進に努めてまいります。

次に、企業誘致でございますが、みやま柳川インターチェンジ、国道443号バイパス及び有明海沿岸道路などの交通の利便性を生かした誘致活動を進めてまいります。

インター周辺の工業団地の予定地につきましては、埋蔵文化財発掘調査を開始し、あわせて、工業団地の実施設計を行うなど、団地造成に向けた取り組みを進めてまいります。

観光事業につきましては、本市が持つ多様な地域資源を生かし、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に展開してまいります。観光協会と連携し、本市の魅力や情報の発信力強化に努め、インスタグラムによる情報発信を推進してまいります。

また、豊かな自然と歴史史跡に恵まれた清水山を中心とする九州オルレみやま・清水山コースは、毎回参加者が定員を上回っている状況で、特に市外からの参加者が多いことから、本市のPRと知名度向上にもつながっております。

今後も、趣向を凝らしたイベントの開催により、参加者の満足度を高め、リピーターをふやすなど、観光振興を推進してまいります。

商店街の活性化につきましては、中心市街地活性化基本計画の策定に向け、商工会と連携し、次世代のまちづくりを担うプレーヤーの育成や、地元商店街の方々と交えたワークショップを実施いたします。

さらには、新規創業者を支援する創業支援事業の推進、プレミアム商品券の発行支援など、商業の活性化に努めてまいります。

次に、優しさあふれるまちづくりの推進について申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、家族形態の変化や就労の多様化など、子育て世代を取り巻く環境の変化から、安心して出産・子育てができる環境へのニーズは、ますます高まっております。

このニーズに対応するため、組織機構を改め、子育て世代包括支援センターを設置いたし

ます。センターには母子包括支援専門員を配置し、妊娠・出産・子育てについての総合的相談支援や情報発信を行い、切れ目のない支援を展開してまいります。

また、2020年度から5年間の指針となる第2期子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。

中学校3年生までを対象とする子ども医療費の助成につきましては、継続して実施してまいります。

保育事業では、多様な保護者のニーズに応えるために、延長保育、一時預かり保育などの特別保育事業や病児・病後児保育に取り組むほか、施設整備や保育士等の研修を支援するなど、保育環境の充実に努めてまいります。

放課後児童健全育成事業では、対象児童の増加などに対応できるよう、その体制強化を図り、必要に応じて、クラブの施設整備事業など、施設の利用環境を整え、待機児童の解消に努めてまいります。

次に、児童・生徒の学力向上につきましては、小学校における少人数指導の推進、中学校の35人以下の学級編成、特別支援教育の充実など、子供の状況に応じた、きめ細やかな学習指導を展開してまいります。

英語教育では、小学校外国語科の新設に向け、さらなる充実に努めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置により、子供や保護者、教職員への支援を拡充するなど、学びの環境を整備してまいります。

さらに、学校と地域が手を携えて、子供たちを育む、地域とともにある学校づくりを目的とした、コミュニティスクールを推進してまいります。

小・中学校の再編につきましては、第2グループの上庄小学校、下庄小学校、本郷小学校の3校統合に向け、統合校として使用する下庄小学校の給食室やグラウンドの整備など、2020年4月の統合小学校の開校を目指してまいります。

次に、健康長寿のまちづくりの推進についてですが、地域の拠点である公民館やスポーツ施設の利用を促進するとともに、市民の学習や健康づくりなど、生きがいにつながるさまざまな活動を支援してまいります。

さらに、子供の健やかな成長を支援する地域学校協働活動を通して、地域が元気になる取り組みを推進してまいります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地として、柳川市と共同によ

り、オセアニア諸国オリンピック選手団を受け入れ、国際交流を進めてまいります。

次に、高齢者への支援でございますが、高齢者の皆様が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるよう、第7期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療と介護の連携強化及び認知症対策事業等を包括的に推進し、自立支援や重度化防止に努めてまいります。

また、専門的なサービスに加え、地域の実情に応じて、誰でも参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、地域における居場所・通いの場づくり事業を積極的に推進し、地域の支え合いの体制を構築します。そして、医療や介護ニーズのある高齢者が可能な限り地域において日常生活を行うことができるよう、地域密着型サービスの基盤整備に取り組みます。

さらに、介護給付の適正化を図り、適切なサービスの確保と費用の効率化に努めてまいります。

また、高齢者が関連する悲惨な交通事故が多発していることから、引き続き運転免許証の自主返納支援事業に取り組み、交通事故の抑止を図ってまいります。

健康づくり対策では、新たに健康づくりポイント事業を展開いたします。これは、本市の健康事業等への参加に応じてポイントを付与し、一定のポイントを集めた方に対し、記念品を送るものでございます。

ふだん自分自身の健康に余り関心を持たない方などへ、健康づくりのきっかけや動機づけになることを期待するものでございます。

また、これまで同様、特定健康診査やがん検診などによる生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を重視し、受診率の向上に努めます。

地域福祉につきましては、第2次地域福祉計画を推進し、自助、互助・共助、公助により、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、第2次障がい者基本計画等を推進し、共生社会の実現に向け、相談支援や福祉サービスを充実してまいります。

生活困窮者の自立支援事業では、暮らしの困りごと相談室での家計改善の相談日をふやし、相談体制の充実強化を図ってまいります。

次に、安心・安全で暮らしやすいまちづくりの推進でございます。

災害対策といたしまして、住民の災害時における連携や防災技術の向上を目的に、福岡県、広川町との共同による福岡県総合防災訓練を開催いたします。また、地域防災力を強化する



ため、共助の核として、自主防災組織の設立を積極的に推進いたします。

さらに、災害発生の際、迅速に対応できる体制を構築するため、市職員の参集システムを導入し、また、避難者用の食料備蓄をふやすなど、災害への対応を充実してまいります。

次に、消防体制についてですが、筑後地域消防通信指令センターと連携を密にし、広域的な消防、防災体制を充実強化してまいります。

また、年々増加する救急要請に対応するため、救急救命士及び救急隊員の知識、技術の習得を図り、市民の安全・安心を守る体制づくりを推進してまいります。

そして、地域防災力の充実強化のため、消防団員の技術向上に努め、消防力の整備指針及び地域の実情を勘案し、老朽化している水上第2分団の消防ポンプ車を更新いたします。

交通安全、防犯への取り組みでは、みやま市交通安全協会や柳川・みやま地区防犯協会及びみやま市安全・安心まちづくり推進協議会と連携しながら、市民の皆様の意識啓発活動に努め、安全・安心を実感できるまちづくりを進めてまいります。

また、防犯灯の設置やLED化を推進し、行政区と連携した地域防犯活動を支援してまいります。

そして、地震時のブロック塀による事故防止のため、危険な個人所有のブロック塀の撤去に対する一部助成を新設いたします。

さらに、防災重点ため池に選定されたため池のうち5カ所につきまして、ハザードマップを策定いたします。

空き家対策ですが、空き家の所有者の御意向を伺い、空き家バンクへの登録促進や老朽危険家屋等除去促進事業補助制度を紹介するなど、空き家の適正管理、有効活用を推進してまいります。

自動運転移動サービスにつきましては、昨年の長期実証実験の検証結果が取りまとめられます。その結果により、国や県と連携しながら、自動運転の社会実装に向けた取り組みを検討してまいります。

また、コミュニティバスの運行では、運行ルートやバス停、ダイヤ改正など、さまざまな観点からの検証を行い、また、市民の皆様の御要望を伺いながら、利便性の向上に努めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、道路、橋梁など老朽化している生活インフラ施設の点検整備を行い、長寿命化を推進してまいります。

道路整備の主なものとしまして、尾野河原内線の舗装改修工事や、向江東原線などの通学路カラー舗装工事、そして、都市計画道路瀬高駅八幡1号線のバリアフリー化事業に取り組んでまいります。

また、橋梁整備では、長寿命化計画を策定するとともに、谷川橋などの修繕を実施してまいります。

高田拠点地区の活性化につきましては、引き続きJR渡瀬駅の周辺整備や駅前道路等の改良事業に取り組んでまいります。駅前の濃施南濃施山線を整備し、また、一時駐車場やトイレ整備を進めてまいります。

水道事業につきましては、創設時に布設した水道管が老朽化しており、計画的に更新してまいります。

公共下水道事業では、幹線管渠の敷設や集落内の汚水枝線からの接続工事を実施いたします。

また、上庄雨水排水機場の改修が完了いたします。次は、老朽化している下庄雨水排水機場の改修に着手いたしますので、そのためのストックマネジメント計画を策定いたします。

公営住宅の整備では、住環境の向上を図るため、下楠田団地建てかえ事業の2期目建設工事を竣工し、30戸を供用開始いたします。

柳川市との共同によるごみ処理施設や火葬施設の建設事業では、ごみ処理施設の建設事業に着手するとともに、搬入道路の新設、拡張事業に取り組んでまいります。

また、火葬施設につきましては、来年4月の本格稼働を目指して、建設主体工事を進め、周辺道路を整備いたします。

最終処分場につきましては、2期工事で処分場を整備し、約15年の延命を図り、一般廃棄物を安全に処理するための環境を整備してまいります。

なお、（仮称）総合市民センター建設事業につきましては、資材や人件費の高騰のため、実施設計がおくれ、当初予算では工事関係予算を計上しておりません。今後、補正予算にて御審議いただくこととなります。当初計画よりスケジュールがおくれますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、市民協働によるまちづくりについてでございます。

地域や行政を取り巻く環境の変化により、行政のみでの取り組みや行政主導のまちづくりには限界が見えてきており、従来の行政主導型から、地域と行政が連携して進める地域協働

型への転換が不可欠となってまいりました。

このため、市民の皆様が市政への関心を高め、まちづくりの当事者としての意識を持って取り組んでいただけるよう、対話を基本とした協働事業を推進してまいります。

特に、新電力事業とバイオマス事業を市民の皆様との協働事業と位置づけて、資源循環型社会のまちづくりを推進してまいります。

新電力事業は、売上額が伸びており、経営基盤が少しずつ安定してまいりました。しかし、一方では、利益相反などの御指摘をいただき、現在、調査委員会による内部調査を実施しております。調査結果に基づき、きちんと整理した上で、市民の皆様へエネルギーの地産地消の御理解、御支援をいただけるよう、地域に根差した電力会社として事業を推進してまいり所存でございます。

また、バイオマスセンターが稼働し、生ごみの分別収集も1月より本格的に実施しております。市民の皆様の御協力を得て円滑な事業運営を行うためには、資源循環型社会のまちづくりを御理解いただくことが肝要であります。そのための積極的な啓発の取り組みを進めてまいります。

私は、まちづくりのハード面が整ってまいりましたので、これまで以上に全国のモデルとなるように、ソフト面に傾注して推進してまいります。

新たに、蓄電池設置の補助金やパワーコンディショナーの買い替え補助金を創設いたします。

また、小・中学生への環境学習を推進し、高校生においては、ドイツのラインフンスリュック郡との国際交流事業を展開してまいります。

最後に、効率的かつ効果的な行政運営の推進でございますが、重要施策に対応した効率的な行政運営を推進してまいります。

財政状況は、大型プロジェクトに伴う支出により、基金が減少し、地方債残高が増加いたしております。今後もこの傾向が続いてまいります。将来にわたり持続可能なまちであり続けるため、第3次行政改革大綱を確実に実行してまいります。

また、ふるさと納税の充実や国・県の補助金をできる限り確保することにより、より一層の負担軽減に努めてまいります。

市民の皆様には、サービスの利便性向上に資するため、2月より住民票など証明書のコンビニ交付を開始しております。あわせて、マイナンバーカードの普及に努めてまいりま

す。

職員に対しましては、対話を重視し、本市が抱えている行政課題を共有しながら、その解決に向け、方向性を示してまいりたいと考えております。

職員の人材育成を重視し、新たに、福岡県の市町村支援課へ職員を派遣するなど、研修する機会をふやしてまいります。私も職員研修の講師となり、教職員時代に培った経験を生かし、接遇の向上などを初め、職員の意識改革に努めてまいります。

庁内の組織機構では、これまでも、日々変化する社会情勢、市が直結する課題に対応するため、柔軟に見直しを行ってきたところでございます。今回は、先ほど申し上げましたが、子育て世代包括支援センターを設置いたします。

公共施設におきましては、施設の老朽化が進んでおり、みやま市公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとに具体の対応方針を定める計画として個別施設計画を策定いたします。

以上、申し上げました「6つのまちづくり」を中心に予算編成を行った結果、一般会計の当初予算額は18,295,000千円を計上いたしております。

本市を発展させるためには、三本の矢を束ね、みやまの利としてそのよさを生かし、市民の皆様との対話を重視し、御理解と御協力を得ながら、オールみやまとして総力を結集することが何よりも必要であります。本市が地方創生時代における市政運営のモデルとなるよう、粉骨砕身、邁進してまいり所存でございます。

議員の皆様を初め、市民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。御清聴、まことにありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま市長からの施政方針が、大変内容も詳しくされたところでございます。

ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩後の会議再開は10時50分からですね。15分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第6 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案の一括上程を行ってまいります。

諮問第1号から第4号の4件、議案第1号から第27号までの27件を一括議題といたします。

#### 日程第7 提案理由説明

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7．提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

##### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてから、議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算までの31件でございます。

まず、諮問第1号から第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として4名の方を法務大臣へ推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第1号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、小・中学校再編計画の第2グループであります、本郷小学校、上庄小学校、下庄小学校の統合に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第2号 みやま市与田準一記念館条例の制定につきましては、本市出身の児童文学者である与田準一の功績を広く伝え、市民の教養・文化の向上、豊かな地域文化の創造に資するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 みやま市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定につきましては、将来、社会において有為な人材として活躍が期待されながら、経済的理由により専修学校等への修学が困難な若者に対し、修学資金等の貸与を行うため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号 みやま市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定につきましては、都市計画法施行令の一部改正に伴い、公園等の設置が義務づけられる開発行為の面積の最低限度について、その基準を緩和することができるようになったため、条例を制定し、基準を緩和するものでございます。

次に、議案第5号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市計画法第40条第2項に基づき、市に帰属された公園を追加するため、条例を制定するもので

ございます。

次に、議案第6号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、下水道事業であります、公共下水道事業、農業集落排水事業、生活排水処理事業が、平成32年4月より地方公営企業法の全部適用を開始することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更につきましては、建設中の新火葬施設に係る構成市の運営経費負担割合の確定及び同組合が管理運営する有明広域葬斎場有峰苑の閉鎖に伴い、規約を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、本市も構成団体であります、東山老人ホームを含む4団体の脱退と、1団体の加入に伴う規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議につきましては、平成31年3月31日をもって、同協議会より大川市が脱退することに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号 指定管理者の指定につきましては、道の駅みやまの管理運営に関する指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって満了となるため、平成31年4月1日からの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号 字の区域の変更につきましては、山川地区の清水工区、小萩工区の県営土地改良事業の実施に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第12号 みやま市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号から議案第18号のまでの6件は、平成30年度予算の補正をお願いするものでご

ございます。

今回の一般会計の補正予算は、国の補正予算に応じた小・中学校の特別教室の空調整備や、国土調査事業の前倒し実施、米麦大豆の土地利用型農業の振興を目的とした大型機械の導入支援などが主なものでございます。このほか、各事業の入札結果や、実績見込みに応じた予算の減額を計上いたしております。

次に、国民健康保険事業につきましては、保険給付費の見込みに応じて予算の調整をいたしております。

また、後期高齢者医療につきましては、決算見込み等に応じて予算を調整いたしております。

次に、公共下水道事業、農業集落排水事業、生活排水処理事業につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものでございます。

続きまして、議案第19号から議案第27号までは、平成31年度の当初予算を提案するものでございます。

天の利、地の利、人の利を生かした三本の矢によるまちづくり予算といたしております。

生活関連社会資本の整備など、これまでの政策を引き続き推進しつつ、総合的な子育て支援の充実、定住対策や観光振興などに重点を置いて編成いたしております。このため、一般会計の当初予算の規模は18,295,000千円、前年度と比較して797,000千円の減、比率にしてマイナス4.2%となる、めり張り型の予算を計上いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

## 日程第8 諮問第1号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第8．諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、和田章仕氏の任期が平成31年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、和田氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

和田氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで皆さん方にお諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

#### 日程第9 諮問第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、河野典子氏の任期が平成31年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、河野氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

河野氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思いま



す。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

#### 日程第10 諮問第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件につきまして提案理由の説明を求めてまいります。引き続き松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、末吉達矢氏の任期が平成31年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、末吉氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

末吉氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思いません。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

#### 日程第11 諮問第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、越智幸子氏の任期が平成31年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、越智氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

越智氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

お諮りをいたします。本件につきまして、適任であるという意見を答申したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

**日程第12 議案第1号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第12. 議案第1号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。野田教育部長お願いします。

**○教育部長（野田圭一郎君）（登壇）**

皆様こんにちは。それでは、議案第1号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、本郷小学校、上庄小学校、下庄小学校の3小学校を統合し、平成32年4月より新設校として瀬高小学校を設置することに伴い、みやま市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

現在の3小学校については閉校し、新設の統合小学校を設置することから、別表第1の本郷小学校、上庄小学校及び下庄小学校の項を「瀬高小学校」と改め、学校の位置は、現在の下庄小学校の住所であります「瀬高町下庄1373番地」とするものでございます。

統合小学校の校名につきましては、3校統合協議会にて絞り込み、選定いただいた案を11月に教育委員会へ答申いただき、12月の教育委員会定例会において、瀬高小学校とすることを決定しているところでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

### 日程第13 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第2号 みやま市与田準一記念館条例の制定について提案理由の説明を求めます。引き続き野田教育部長お願いします。

○教育部長（野田圭一郎君）（登壇）

議案第2号 みやま市与田準一記念館条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市出身の児童文学者、与田準一の功績を広く伝えるとともに、市民の教養及び文化の向上などに資するために、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものでございます。

平成21年度より開設しております与田準一記念館は、現在、市内小学校の授業での活用が定着しており、近年は記念館に対する問い合わせや取材も多く、与田準一への関心がますます高まっております。

また、平成31年度には開館10周年を迎えることもあり、これを機に、その功績をより広め、豊かな地域文化の創造に資するために、記念館として条例の制定を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ちょっと簡単なことでお尋ねしますが、館長を置くというふうに第3条で規定されています。これについては、今は図書館の中であって、かなり子供たちも見学に来たり、ためになっているなど、この間も私はお邪魔してお話ししたところです。

ただ、この館長というのは常任館長で置くのか、また、費用的には弁償がかかるのか、その辺を具体的に教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

先ほどの質問について御回答いたします。

今のところ、今御質問あったように、図書館長がおりますけど、今は図書館長につきましては週4日に来ていただいております。今回条例で出しておる館長につきましては、今後、協議も必要かと思っておりますけれども、現在、歴史資料館もございます。歴史資料館につきましては社会教育課長が館長を兼ねておりますので、今回の与田準一記念館につきましても、社会教育課長兼務ということで現時点では想定をしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ということは、常任で置くわけじゃないという考えと、費用はかかりませんということがいいんですか。ちゃんとした答えを出してください。

○議長（牛嶋利三君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

今おっしゃるとおりです。社会教育課長兼務ですので、費用等はかかりません。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第14 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第3号 みやま市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定について提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第3号 みやま市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、若年未就職者の発生を未然に防ぎ、また、若年技能者の育成に資するために、経済的理由により専修学校等への修学が困難な若者に対する貸与条例を設けるに当たりまして、必要な事項を定めるものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条から第3条までは、設置の目的や用語の定義のほか、貸与の対象者を定めております。

また、第4条では、貸与の額は規則で定めるとともに、無利子とすることにいたしております。資料でお示しをいたしましたとおり、県の制度に準じまして、技能習得資金の額は、専門課程で月額53千円、その他課程で30千円、また、入校支度金100千円を予定いたしております。

次に、第5条では、貸与の期間を定めるものでございます。

続きまして、第6条から第12条までは貸与の申請や返還、また、返還債務の免除、延滞金等について定めております。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は産業建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第15 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第4号 みやま市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。富重建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

それでは、議案第4号 みやま市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本市では現在、都市公園として11施設を有しており、都市公園のほかにも、自然公園や開発行為における開発公園等、29施設の公園があり、合計40施設の公園を有しております。また、市内には福岡県の都市公園である筑後広域公園もございます。

近年、本市において、民間開発業者による宅地分譲の開発行為が増加傾向にあります。都市計画法や都市計画法施行令の規定では、開発区域の面積が0.8ヘクタール以上の開発行為にあつては、開発区域内に公園、緑地または広場の設置が義務づけられており、その公園等

は市への帰属が原則となっているため、市所有の開発公園も増加しております。

このような状況の中、今般、都市計画法施行令が一部改正され、公園整備が一定程度進捗している地域があること、小規模な公園等の管理についての地方公共団体の負担が増加しているとの意見があることを踏まえ、条例により地方公共団体の判断において公園等の設置が義務づけられる開発行為の面積の最低限度について、その基準を緩和することができることとされました。

現在、みやま市都市公園及び筑後広域公園の総供用面積は、平成30年3月31日現在、約32万7,400平方メートルあり、みやま市都市公園条例で規定する住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を満たしております。

さらに、平成30年8月には、筑後広域公園の整備により都市公園の供用面積が6,554.6平方メートルふえており、また、都市公園のほかにも本市で管理している公園緑地29カ所、約29万3,500平方メートルが整備されている状況でございます。

このことから、本市においては公園整備が一定の水準に達しており、今後も筑後広域公園の供用面積がふえる見込みであるため、本条例を制定し、公園等の設置を義務づける開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとするものでございます。

なお、緩和する区域としましては、本市全域を考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。15番坂口孝文君。

○15番（坂口孝文君）

今、この適用は市内全域という答弁でございましたが、高田町は都市計画法がきちんと確立されていますね、大牟田地域と一緒にですね。そこは、いわゆる3,000平米という一つのくくりがあるんですけど、そこら辺との整合性はどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

地域の都市計画法がかかっているところ、かかっていないところ、全て同じ条件で緩和を

していくという形になります。よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

15番坂口孝文君。

○15番（坂口孝文君）

それは、確かにここら辺は公園がいっぱいあって、逆に公園はほとんど使っていないという声がほとんどです。特に民間の開発事業でできた公園はですね。ですけど、それはじゃ、高田町に適用するという事は、都市計画法上の制約そのものもなくなるというふうに理解していいんですか。うちはたしか3,000平米ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

基準がなくなるということではなくて、3,000平方メートル以上だった整備要件が1ヘクタール——1万平米以上の開発の場合は公園をつくっていただくようになります。

ただ、今まで3,000平方メートルでございましたので、その割合で公園等を整備していただいていたわけなんですけれども、実際、例えば、3,000平米をちょっと超えるような面積の開発行為の場合、公園を整備していただく面積が物すごく狭い公園となっております。その狭い公園の管理は、先ほど提案の中でも申し上げましたとおり、最終的には市に帰属をされます。そうしますと、だんだん都市開発公園の設置箇所数がふえてまいりまして、市も大変管理に苦勞をしているところでございます。基本的には狭い公園でありまして、そういった場合、3,000平方メートルをちょっと超えるぐらいの公園であると、狭い公園でございますので、余り利用価値も見出せないような公園になっております。それを1万平方メートル以上に拡大することによって、整備される都市公園等につきましては、ある一定の面積が必要になってまいりますもので、要件を緩和した上で、なおかつ整備される都市公園につきましては、有効利用されるのではないかというふうに思っております。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第16 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第5号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。引き続き富重建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

議案第5号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、市内の分譲地の開発行為で、県により工事完了公告されました3カ所の公園について、都市計画法第40条第2項に基づき、市に帰属する公園として追加するため、条例を改正するものでございます。

供用開始に伴い追加する公園につきましては、平成30年3月30日に福岡県公報第3979号により完了公告されました、みやま市高田町濃施字向田142番地9にあります濃施向田西広場、平成30年12月14日に県公報第4051号により完了公告されました、みやま市高田町北新開字古賀299番地16にあります北新開古賀広場、平成31年2月8日に県公報第4066号により完了公告されました、みやま市高田町濃施字向田147番地4にあります濃施向田東広場、以上3カ所の公園となります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

中身はわかったんですけど、これに付随して、先ほどの坂口議員の質問の中にあつた答弁

で、公共帰属した小さな公園について、市が管理しなくちゃいかん、市所有になって市が管理する公園になるということなんですよね。

そういう中で、当然ながら、ここの中についてのいろんな事案、けが等小さいのは別として、そういうものについて、全て管理から市の責任になるものであるんですが、例えば、フェンスも含めて、現在何施設ぐらい、この0.8が1ヘクタールになることは今わかっておりますけど、こういう造成に基づいて都市公園が帰属したのが幾つあって、どういう整理をされている、草が伸び放題にしているのか、そこら辺の中身について教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

まず、先ほどの御質問の、いわゆる開発公園の数はどれぐらいあるかということですが、現在、市内に17カ所ございます。それで、管理は最終的には市の責任においてやっているわけなんですけれども、基本的には開発業者、あるいは開発された住宅地を購入された、いわゆる集落といいますか、その地域の団地の中の人たちが担っていただいている部分も多々ございます。

ただ、先ほど言いましたように、最終的には市の施設となることから、管理が十分でなかったりした場合は、市のほうで対応していくという形になります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。17カ所あって、この3つを入れて17カ所かどうか分かりませんが、私は現実見ておるけど、相当伸び放題、いろんな状態になっているのが現状だと私は思っておるんですよね。

そこで、今、富重部長のほうから地域等でやっていただくようになっているらしき表現がありましたけど、今回、北新開、西鉄周辺に12世帯、うんと造成地ができて完売しているということで、定住促進の一翼を担っているんですけど、やっぱり公園は非常に大事な施設なんですよね、小さい子供たちが遊ぶに当たっては。大人が狭いと思ったって、子供には広い視野になるわけなんですよね。

そういう中で、管理運営を地域に任せていると、そこはもちろん、任せておるというからには協定を結んでしているという発想を行政は当然してあると思いますけど、その点いかがですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

富重建設都市部長。

**○建設都市部長（富重巧齊君）**

基本的には開発業者と協定を結ぶ形で行わせていただいておりますけれども、先ほどおっしゃったように、管理が十分でないところについては、最終的には市のほうで管理をしなければならぬというふうに考えております。

先ほど提案理由の中でも御説明を申し上げましたとおり、現在の基準でいきますと、3,000平方メートルをちょっと超えたぐらいの面積のところでは、例えば、公園の面積が100平米前後の開発公園というものがございます。こういった公園につきましては、正直申し上げて、例えば、災害時の避難場所に指定できるとか、そういったものにはなり得ません。今後、そういったものをできるだけ1ヘクタール以上にすることによって、ある程度一定の広さの公園ができるとなると、そういった災害時、あるいは何かのときの避難場所等にもなり得ますので、そういった関係で基準の緩和をしたいというふうに考えているところです。

管理につきましては、最終的には市が、例えば、人材センター等に委託をして管理していくという形になるかと思えます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

最後です。1つ、今、部長が言っているところに矛盾点があるんですよ。開発業者のほうと話をしていると。エンドユーザーはそれぞれなんですよ。そのエンドユーザーが地域の中に公園があると。主として、そことの接触。当然これは法の規定では宅建業者と造成業者でいいという解釈なのかどうか私はわかりませんが、要は地域の人たちにとっての公園を守っていくのに、地域も助けてくださいということをして市のほうに言って、そこで何らかの、そしたら行政区でしましよと。それで、幾らかの補助をやりましよと。そこが問題なんですよ。そこがあってないでしよと、今までのところで。伸び放題になっておったって、最終的に市が管理します、苦情が来たときしかしていないはずなんですよ。

だから、私が言いたいのは、そこのルールづくりを、この際、こういう要件を緩和して広いものができるように、0.8が1ヘクタールになっただろうと思うんですね。そういうところをきちっと整理していただきたんですけど、部長どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

その点につきましては、先ほど言いましたように、今後、大きな面積の公園になると思います。そういった部分につきましては、基本的には、これまでも地元の人たち、あるいは不動産開発業者、そういったところ等をお願いをしている部分もございますけれども、一定検討をしていきたいというふうに……（「小さい公園も」と呼ぶ者あり）当然です。今までの開発公園を含んで、管理の方法については、できるだけ経費をかけないようにしたいんですけれども、できない部分もあるかと思いますので、その辺については検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は産業建設常任委員会に付託をすることと決定いたしました。

#### 日程第17 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第6号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。引き続き富重建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

それでは、議案第6号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、公共下水道事業、農業集落排水事業、生活排水処理事業の特別会計に地方公営企業法を適用し、平成32年4月1日より公営企業会計に移行することに伴う関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

下水道事業につきましては、平成27年1月27日付の総務大臣通知により、公営企業会計の適用の推進について要請を受けているところでございます。

本市といたしましても、この要請に応え、下水道事業会計を公営企業会計として処理するよう改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は産業建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第18 議案第7号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第18. 議案第7号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更について提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。

**○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）**

議案第7号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、有明生活環境施設組合において建設中の新火葬施設につきまして、平成32年4月の供用開始後に、柳川市とみやま市が負担いたします管理運営経費の負担割合を定め、それに伴いまして、平成32年3月をもって閉鎖いたします有峰苑の管理運営に関する事務規定及び経費負担割合項目の削除をするに当たりまして、規約の変更が必要となりますので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、両市が負担いたします新火葬施設管理運営経費の負担割合につきましては、均等割20%、火葬件数割80%と定めることといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第19 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

それでは、議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、福岡県市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、本市も構成自治体であり

ます東山老人ホーム組合などの解散による脱退と、ふくおか県央環境広域施設組合の加入に伴い、規約の改正が必要になりましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

○議長（牛嶋利三君）

これより討論を行ってまいります。

議案第8号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する

地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては原案のとおり可決をされました。

#### 日程第20 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第9号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を求めてまいります。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

議案第9号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成31年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する消防に関する事務に、大川市に係るものが追加されますことから、平成31年3月31日限りをもって、筑後地域消防通信指令事務協議会から大川市が脱退いたします。

それに伴いまして、同協議会を設ける地方公共団体の数を減少するよう、規約の一部を変更する必要があるため、関係地方公共団体と協議することにつきまして、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされる、同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）



御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

議案第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（牛嶋利三君）**

起立多数であります。よって、議案第9号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議につきましては原案のとおり可決をされました。

**日程第21 議案第10号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第21. 議案第10号 指定管理者の指定について提案理由の説明を求めてまいります。坂田環境経済部長お願いします。

**○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）**

議案第10号 指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

道の駅みやまの管理運営に当たりましては、株式会社道の駅みやまを指定管理者として指定いたしておりますが、平成31年3月31日をもって、その指定期間が満了となります。

つきましては、引き続き株式会社道の駅みやまを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第22 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第11号 字の区域の変更について提案理由の説明を求めます。引き続き坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第11号 字の区域の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市山川町で進めております、県営農村総合整備事業の山川地区清水工区及び小萩工区の換地処分に伴い、土地改良区域内にある字の区域を変更する必要がありますので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

字の区域の変更調書のとおり、清水換地区及び小萩換地区の字の区域を変更するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第23 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第12号 みやま市道路線の認定について提案理由の説明を求めます。富重建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

それでは、議案第12号 みやま市道路線の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

路線番号5660小町野長者鼻2号線及び路線番号5661長者鼻線につきましては、路線番号5612追分野内線を県道として、県事業により道路整備を行うため、県道飯江長田線の一部を重複認定するものでございます。

次に、路線番号7189城ノ山濃施山線につきましては、市道の一部を道路新設したことに伴い、市道路線の見直しにより認定するものでございます。

次に、路線番号2581長田川原3号線につきましては、道路用地としてみやま市へ寄附されましたので、新たに市道路線として認定するものでございます。

次に、路線番号7190北新開古賀10号線、路線番号7191向田6号線、路線番号7192向田7号線、路線番号7193香の江11号線及び路線番号7659城の下3号線につきましては、開発行為等により宅地造成された道路の寄附を受けたもので、新たに市道路線として認定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

質疑ではないんですけど、要望を兼ねてお願いしたいのが、今説明いただいたやつを資料でコメントしていただだけませんか。提案理由が法に基づくという規定なんか言われると、さっぱりわかりません。皆さんも一緒だと思います。ちょっとその辺を質問させてください。（発言する者あり）要は、紙切れで出してくださいということですよ。

○議長（牛嶋利三君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

済みません、議案第12号、資料の地図等について添付をさせていただいておりますけれども、これの、例えば、道路法第8条の説明ということでございますでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今、提案理由の説明をるる述べていただきましたよね。例えば、5560は県道の重複認定ですと。その内容を資料としてくれませんか。地図しかないでしょう。私の資料だけかな。地図と添付資料で何メートル幅員、番地と幅員と長さとしかないでしょう。今しゃべられたことを、できたらそこにそれぞれ説明資料を理由としてつけてくれませんかという話です。

○議長（牛嶋利三君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

先ほど添付しております資料の分と、それから、議案につけています表の分と、あわせて図面に一緒に一目でわかるような資料にしてくれないかということだろうと思いますので、今後そういうふうさせていただきまして、今回、この分につきましては、後日でよろしいでしょうか、配付させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は産業建設常任委員会に付託したいと思いを御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第24 議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第13号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を求めてまいります。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第13号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第5号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に153,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,104,397千円といたしております。

まず、予算書5ページでございます。

第2表 繰越明許費につきましては、計画に関する諸条件によるものや、平成30年度国の補正予算に伴い追加いたします事業など、年度内に完成が見込めない事業につきましては、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、予算書6ページ、第3表 債務負担行為補正でございます。翌年度以降に債務を負担するため、県営事業に係る土地改良区の借り入れについて、償還金の助成金を追加いたしております。

また、7ページ、債務負担行為の変更は、入札結果等により翌年度以降の限度額を減額するものでございます。

続きまして、予算書8ページ、第4表 地方債補正の追加は、国の補正予算に応じた小・中学校の特別教室の空調整備などについて市債を追加するものでございます。

また、予算書9ページ、市債の変更は、消防団格納庫整備事業など、各事業費の増減に伴い変更を行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

予算書12ページからでございます。

10款、地方交付税は、決算見込みにより調整した額を追加いたしております。

次に、予算書13ページ、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金の追加や公共土木施設災害復旧費負担金の減額など、歳出予算と連動して計上いたしております。

続きまして、予算書14ページ、2項、国庫補助金は、補助基準額の改定に伴います保育所等整備事業費交付金の追加や国の補正予算に応じた小・中学校の冷房設備臨時特例交付金を計上いたしております。また、社会資本整備総合交付金を歳出予算に応じて減額いたしております。

続きまして、予算書15ページ、15款、県支出金、1項3目、農林水産業費負担金は、国の補正予算に応じて国土調査費を前倒しいたしますため、地籍調査負担金を追加するものでございます。

また、16ページ、2項4目、農林水産業費県補助金は、補助の決定額に応じて調整いたしております。

次に、予算書17ページ、17款1項4目、農林水産業費寄附金は、株式会社道の駅みやまからの寄附金18,000千円を計上いたしております。

次に、予算書18ページ、18款2項1目、財政調整基金繰入金は、財源調整のため基金の取り崩しを予定しておりますが、決算見込みによる歳出予算を調整して、繰入金を減額するものでございます。

予算書19ページ、20款4項4目の雑入は、消防団員退職報償金の実績に応じて減額いたしております。

次に、予算書20ページ、21款、市債は、消防債や過疎対策事業債などの実績に応じた調整を、また、小・中学校特別教室空調整備事業に対する市債の追加などを計上いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

歳出予算は、国の補正予算や県支出金の追加交付に伴うもの、また、入札結果や実績見込みに応じて調整し、計上いたしております。

予算書21ページでございます。

2款1項9目．基金費は168,000千円を追加いたしております。各種財源を活用し後年度の市債の償還に備えるため、減債基金の積立金150,000千円を計上いたしております。

また、まちづくり振興基金から85,000千円を減額し、ふるさと納税の寄附者の意向に応じて、それぞれ目的基金積立金へ組み替えることといたしております。

続きまして、予算書22ページ、3款．民生費について御説明いたします。

3款1項1目．社会福祉総務費は、各特別会計への繰出金を調整いたしております。

また、4目．障害者福祉費は、自立支援給付費の追加など、決算見込みに応じて追加いたしております。

次に、23ページ、3款2項2目．児童措置費の保育所施設整備事業費は、上庄保育園の園舎整備費について、国の補助基準額の改定に伴い追加いたしております。

続いて、予算書24ページ、6款．農林水産業費について御説明いたします。

6款1項3目．農業振興費のうち水田農業振興費は、農地バンクへ農地を貸しつけた方に交付されます農地中間管理事業費補助金の交付要件緩和に伴う追加などを計上いたしております。

続いて、8目．国土調査費は、国の補正予算に応じて前倒し実施するもので、必要な事業費を計上いたしております。調査地は瀬高町下庄地区の一部で、下庄小学校の西側から矢部川東側までの0.28平方キロメートルを予定いたしております。

続きまして、予算書26ページ、8款．土木費につきましては、事業費の実績見込みにより、減額いたしております。

2項3目．道路新設改良費及び27ページの4項2目．街路事業費は、入札結果や地権者との一部用地交渉に時間を要したことなどにより減額するものでございます。

次に、28ページ、8款5項2目．住宅建設費は、下楠田団地の解体工事の入札結果による不用見込み額を減額いたしております。

続いて、29ページ、9款．消防費は、消防団員退職報償金を実績に応じて減額いたしますほか、消火栓維持費負担金を追加いたしております。

水道管の布設がえ工事に伴います消火栓の新設及び更新に係る水道事業への負担金で、実績に応じて計上をいたしております。

次に、予算書30ページ、10款．教育費について御説明します。

10款1項2目．事務局費は、臨時職員賃金1名分を減額いたしております。

続いて、予算書31ページ、2項。小学校費は、国の補正予算に応じて特別教室の空調設備整備を行うための設計監理委託料及び工事費を追加いたしております。

次に、予算書32ページ、3項。中学校費も同様に、特別教室の空調設備整備を行うための設計監理委託料及び工事費を計上いたしております。

最後に33ページ、11款2項1目。公共土木施設災害復旧費は、入札結果により不用額を減額いたしております。

以上、議案第13号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第5号）の提案理由を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

1つだけ確認の意味で質問させてください。

20ページ、農林水産業債ということで市債が組み込まれていますが、水利施設事業とは何なのか、ちょっと出を見てもわからないんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

21款1項7目の農業水利施設整備事業債ですね。この内訳でございますが、これは県営事業の負担金のうちの県単事業について、防災対策事業債の対象となったということから追加補正をいたしてございまして、具体的には、広瀬堰改修事業、名鶴堰改修事業、それから、5地区の排水機改修事業の負担金でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第13号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第13号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第25 議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第14号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第14号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ149,528千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,586,122千円といたしております。療養給付費負担金などを実績見込みに応じて調整いたしております。

まず、予算書6ページからの歳入予算でございます。

6ページ、3款. 県支出金の1項1目. 保険給付費等交付金は、決算見込みにより調整い

たしております。

また、7ページの5款。繰入金は、保険税軽減分など一般会計繰入金を国の定める基準により調整いたしております。

8ページ、6款。繰越金は、前年度繰越金の一般財源の額を調整して追加をいたしております。

続きまして、予算書9ページからの歳出予算について御説明いたします。

予算書9ページから10ページ、2款。保険給付費は、1項。療養諸費、2項。高額療養費につきまして、医療費の決算見込みにより、保険者負担金を追加いたしております。

また、11ページ、4項。出産育児諸費は、出産育児一時金が見込みより少なかったことから減額いたしております。

次に、13ページ、4款。保健事業費、1項1目。特定健康診査等事業費は、決算見込みにより減額し調整いたしております。

最後に、14ページ、7款1項3目。償還金は、平成29年度療養給付費等負担金の国庫返還金でございます。

以上、提案理由を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより討論を行います。

議案第14号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第14号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

ここでチャイムが鳴っておりますが、午前中の会議はこれで休憩をとってお食事をしていただいて、午後1時半からということの再開でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は1時30分から再開をいたします。

午後0時16分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### 日程第26 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第15号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第15号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算からそ

れぞれ24,455千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ637,361千円といたしております。

まず、予算書6ページからの歳入予算でございますが、1款、後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料、普通徴収保険料を、それぞれ決算見込みにより減額いたしております。

また、7ページの5款、繰入金は、額の確定により保険基盤安定繰入金を調整し、8ページの7款、保険料還付金は、決算見込みに応じて減額いたしております。

次に、歳出予算につきまして、予算書9ページからでございます。

9ページの2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金及び基盤安定負担金を決算見込み等に応じて調整いたしております。

また、10ページ、3款1項1目、保険料還付金は、過年度分還付金を決算見込みにより減額いたしております。

以上、提案理由を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第15号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行いたいと思います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第15号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第27 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第27. 議案第16号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。引き続き木村財政課長お願いいたします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

議案第16号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものでございます。

予算書2ページ、第1表 繰越明許費でございますが、公共下水道事業の公営企業会計への移行に伴う業務等につきまして、計画に関する諸条件により年度内に完成が見込めないため、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

以上、提案理由を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第16号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第16号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第28 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第28. 議案第17号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

続きまして、議案第17号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものでございます。

予算書2ページ、第1表 繰越明許費でございますが、農業集落排水事業の公営企業会計への移行に伴うシステム改修につきまして、計画に関する諸条件により年度内に完成が見込めないため、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

以上、提案理由を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

議案第17号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第17号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第29 議案第18号

○議長（牛嶋利三君）

日程第29. 議案第18号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2

号)について提案理由の説明を求めます。引き続き木村財政課長お願いいたします。

**○財政課長（木村勝幸君）（登壇）**

議案第18号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものでございます。

予算書2ページ、第1表 繰越明許費でございますが、生活排水処理事業の公営企業会計への移行に伴うシステム改修につきまして、計画に関する諸条件により年度内に完成が見込めないため、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

以上、提案理由を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

議案第18号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。



この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第18号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第30～第37 議案第19号～議案第26号

○議長（牛嶋利三君）

日程第30. 議案第19号 平成31年度みやま市一般会計予算から日程第37. 議案第26号 平成31年度みやま市用地特別会計予算までの8件につきまして提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いいたします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第19号から議案第26号までの8件は、一般会計と特別会計の平成31年度当初予算をお願いするものでございます。

提案理由の御説明を一括して申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第19号 平成31年度みやま市一般会計予算について御説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成31年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ18,295,000千円といたしております。前年度と比較して797,000千円の減、率にしてマイナス4.2%となっており、これまでの政策を引き続き推進しつつも、今後のまちづくりのための、メリ張り型予算といたしております。

それでは、当初予算案の具体的内容につきまして、歳入予算の主なものを、予算書10ページの事項別明細書及び予算資料15ページにより増減理由を中心に御説明いたします。

まず、市財政の根幹となります1款. 市税は、個人所得の増加に伴う個人市民税の増収を見込んでおります。また、たばこ税につきましては、昨年10月からの税率改正に伴い14.2%の増収となる見込みでございます。市税全体では前年度比較プラス0.9%の3,615,363千円と見込んでおります。

次に、2款から11款までの交付金等は、地方財政計画に応じて計上いたしておりますが、このうち6款. 地方消費税交付金は、平成31年10月からの消費増税を見込み、前年度比較

15,000千円の増、プラス2.4%の639,000千円と見込んでおります。

8款. 自動車取得税等交付金は、自動車取得税が10月の消費増税にあわせて廃止され、かわって環境性能割が新設されることとなっていることから、前年度比較18,000千円の減、70,000千円を計上いたしております。

10款. 地方交付税は、合併算定がえの段階的縮減や市債償還の減少に応じた交付税算入額の減少などを考慮し、一般財源の額を調整した結果、前年度比較120,000千円減の5,270,000千円を計上いたしております。

次に、14款. 国庫支出金及び15款. 県支出金は、歳出予算に応じて計上いたしておりますが、14款. 国庫支出金は2,507,896千円、前年度比較134,808千円の減、マイナス5.1%となります。保育所等整備事業費補助金の減や道路新設改良工事の一部が県へ事業移管されたことなどにより減となっております。

また、15款. 県支出金は、1,586,072千円、前年度比較26,507千円の増でございます。園芸農業の施設整備等に対する補助金や7月に予定されております参議院議員通常選挙の経費などにより増加いたしております。

次に、18款. 繰入金は、1,393,105千円、前年度比較160,050千円の増でございます。財源調整を行うための財政調整基金繰入金1,150,000千円、公債費の償還に充てるための減債基金繰入金1億円などの取り崩しを計上いたしております。

続いて、21款. 市債は1,948,600千円の借り入れを見込んでおります。前年度比較814,100千円の減、マイナス29.5%と大幅な減となっております。

そのうち過疎対策事業債は1,153,400千円を計上いたしております。対前年度810,700千円の減でございますが、バイオマスセンター整備事業の完了がその主な要因でございます。過疎対策事業債につきましては、前年度に引き続き、新ごみ処理施設や新火葬施設整備などに係る財源として積極的に活用をすることといたしております。

続いて、歳出予算の主な事項につきまして、予算書11ページ、また、予算資料17ページにより、増減理由を中心に御説明をいたします。

まず、1款. 議会費は予算額186,237千円、前年度比較6,739千円の減といたしております。議員定数の削減などによる減でございます。

次に、2款. 総務費は1,836,383千円、前年度比較376,713千円の減、率にしてマイナス17.0%でございます。総合市民センター建設に伴います事業費の減、また、旧消防庁舎の改

修が完了したことが減額の主な要因でございます。

続いて、3款．民生費は7,004,521千円、前年度比較52,924千円の減、マイナス0.7%でございます。保育所等整備事業費補助金の減や東山老人ホーム組合の解散に伴う負担金の減が主な要因でございます。

次に、4款．衛生費は2,233,966千円、前年度比較162,705千円の減、マイナス6.8%の減額でございます。バイオマスセンター整備事業の完了によります事業費の減が主な要因でございます。

続いて、5款．労働費は11,051千円、前年度比較333千円の減といたしております。勤労者ネットワーク補助金の廃止による減額でございます。

次に、6款．農林水産業費について御説明いたします。

6款．農林水産業費は1,204,440千円、前年度比較11,066千円の増、率にしてプラス0.9%でございます。活力ある高収益型園芸産地育成事業の事業計画が前年度よりふえたこと、山川地区土地改良区地区内の道路舗装工事費の増などにより増加いたしております。

続いて、7款．商工費は277,202千円、前年度比較2,939千円の増、プラス1.1%でございます。みやま柳川インター北側の工業団地造成のための実施設計等が増額の主な要因でございます。

続きまして、8款．土木費について御説明いたします。

8款．土木費は1,843,084千円、前年度比較123,979千円の減、マイナス6.3%といたしております。瀬高駅八幡2号線の歩道整備工事の完了や国の社会資本整備総合交付金事業の減少が主な要因でございます。

次に、9款．消防費は725,136千円を計上いたしております。前年度比較71,343千円の減、マイナス9.0%といたしております。高規格救急自動車の更新の完了や消防分団格納庫建設工事費の減などによるものでございます。

続いて、10款．教育費について御説明申し上げます。

10款．教育費は1,651,818千円、前年度比較64,884千円の増、率にしてプラス4.1%となっております。上庄小、下庄小、本郷小の3校統合に伴います給食室の拡張工事や第3子以降の給食費助成、工業団地造成に向けた埋蔵文化財発掘調査費などによる増でございます。

次に、12款．公債費は1,286,594千円、前年度比較81,153千円の減でございます。まいピア高田の平成17年度借り入れ分の償還が終了したことなどから、マイナス5.9%となっております。

ります。

以上が平成31年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明をいたします。

各特別会計の状況は、予算資料の13ページに一覧表をお示しいたしております。

それでは、予算書243ページをお願いいたします。

議案第20号 平成31年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,435,827千円といたしております。前年度と比較して918千円の減でございます。

国民健康保険制度改革により、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、歳入では保険給付費等交付金、歳出では国保事業費納付金を計上いたしております。適正な保健給付により安定的な財政運営に努めることといたしております。

続いて、予算書283ページ、議案第21号 平成31年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ670,835千円といたしております。前年度と比較して9,019千円の増、率にしてプラス1.4%となります。被保険者の軽減制度の見直しにより保険料収入の増が見込まれ、これに伴い、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金が増額となるものでございます。

次に、予算書309ページ、議案第22号 平成31年度みやま市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,051,762千円といたしております。前年度と比較し77,545千円の増、プラス1.6%でございます。介護保険事業勘定の総額を5,038,725千円、介護サービス事業勘定の総額を13,037千円といたしております。

3カ年計画であります第7期介護保険事業計画の中間年度に当たり、この計画に応じて保険給付費を見込み計上いたしております。また、要支援者などに対する介護予防事業や包括的支援事業費を計上いたしております。

次に、予算書381ページでございます。

議案第23号 平成31年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ415,950千円とい

たしております。前年度と比較いたしますと19,458千円の減、率にしてマイナス4.5%となっております。

引き続き下水道建設の進捗を図ることといたしており、下水道幹線へ接続いたします管路敷設工事費などを計上いたしております。

また、下水道事業の3つの特別会計につきましては、平成32年度より公営企業会計へ移行する予定でございます。

続きまして、予算書415ページ、議案第24号 平成31年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ58,154千円といたしております。前年度と比較して1,127千円の増、率にしてプラス2.0%でございます。管路及び処理場の維持管理に努めることといたしております。

次に、予算書443ページ、議案第25号 平成31年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ512,878千円といたしております。前年度と比較いたしますと13,267千円の増、率にしてプラス2.7%となります。

浄化槽200基分の新設を見込んでおります。また、施設管理費や公債費の増加を見込んで計上いたしております。

続きまして、予算書477ページ、議案第26号 平成31年度みやま市用地特別会計予算について御説明いたします。

平成31年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のための用地を先行取得することを目的に設置いたしておりますが、平成31年度も事業計画がございませんので、費目のみ計上をいたしております。

以上、平成31年度みやま市一般会計及び特別会計予算の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

#### 日程第38 議案第27号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第38. 議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算につきまして

提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算について提案理由の御説明を申し上げます。

予算書487ページからになります。

平成31年度予算につきましては、第2条 業務の予定量として、給水戸数1万1,500戸、年間総給水量249万立方メートル、1日平均給水量6,821立方メートルと見込み、編成いたしております。

建設改良事業につきましては、水道ビジョンに基づき、配水管の新設、更新を予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、第3条 収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を554,958千円、事業費用を526,176千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として、水道料金等を508,345千円、また、営業外収益として、繰入金等を46,610千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、受水費、修繕費及び減価償却費等を494,707千円、また、営業外費用として、企業債の支払利息等を28,718千円計上いたしております。

予算書488ページをお願いいたします。

次に、第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を108,677千円、支出を368,838千円といたしております。収入につきましては、企業債50,000千円、出資金21,392千円、工事負担金10,450千円、国庫補助金26,835千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として278,986千円、企業債償還金といたしまして84,802千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する260,161千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。補填財源の明細を520ページに掲載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから平成31年度予算の審査に入りますけれども、今後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査することにしておりますので、質疑につきましては簡潔にお願いをしてまいりたいと思います。

質疑は議案第19号から議案第27号まで一括して行ってまいります。

それでは、早速質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号から議案第27号までの9件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第27号までの9件は、議員全員で構成する予算審査委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は3月5日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午後2時04分 散会